

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和 4年 4月18日 (月) 閉会中	10時58分 開会 11時56分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	(委員長) 15番 村田博英 (副委員長) 14番 大石和央	
	1番 石山和生	2番 谷口恵世 3番 絹村智昭
	4番 名波和昌	5番 加藤 彰 6番 木村正利
	7番 松下定弘	8番 種茂和男 9番 濱崎一輝
	10番 原口康之	12番 太田佳晴 13番 中野康子
	16番 植田博巳	
欠席議員	11番 大井俊彦	
傍 聴		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 森田さおり 書記 本杉周平	
説明員		

署名 _____ 議会改革特別委員長

開会の宣告

○議会改革特別委員長（村田博英君）

それでは時間になりましたので、議会改革特別委員会を開催いたします。

2 協議事項 (1) 牧之原市議会基本条例について

○議会改革特別委員長（村田博英君）

次第に沿って行いますが、(1)に牧之原市議会基本条例についてということがありますが、まずそこから進めたいと思います。

これは4月18日付になっておりますが、閉じていただきまして、3月22日の資料を出していただきたいと思います。前回の日にちですが、よろしいでしょうか。その資料1、議会改革特別委員会の流れというところがありますが、よろしいですか。

この議会改革特別委員会の流れということ、資料1を説明いたします。まず、議会改革特別委員会の開催につきまして、議員発議、これを去年11月の改選後、臨時会で行いました。その議員発議の中身は、果たすべき役割は重要性を増しておりと、云々在りますが、要は議会改革に集中的に取り組み、議会の活性化を図るため、議会改革特別委員会の設置を求めるものでありますということで、議員発議というのは全員でございますので、常任委員会とはまた違う意味合いのものです。特別委員会という名前をつけて、任期は終了するまでということで、要は改選までですね。それで、テーマ設定につきましては、議長の公約や議会改革に沿った内容ということで、下に書いてあります1、議会改革特別委員会とは。特別委員会とは、地方自治法第109条第4項及び牧之原市議会委員会第5条の規定に基づき設置される本議会は、平成21年9月に議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指すため、これまで議会改革の取組で進めてきました。

委員会の目的としては、議会改革及び議会基本条例の検証に関する事項の調査研究ですということで、2番として、地方自治法第109条第4項とは、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるということでございます。

それで、それに沿いまして進めてきたのが基本条例の検証でございます。まず。

前回、検証、まだ途中でございますので、これから継続して進めていきたいと思っております。

副委員長。

○（大石和央君）

それでは戻ってもらいまして、本日の4月18日の資料を出していただきまして、資料1を見ていただきたいと思っております。

これは前回、それぞれのものをまとめた、整理をしたものであります。この中でご意見があり

ましたら、まずお願いをしたいというふうに思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

木村委員。

○（木村正利君）

前回のときに私言わせていただいたんですが、資料を上げたものが、たまたま私の意見が反映されていなかったとお聞きしたんですが、これはこの前のままなんですが、大石副委員長に聞きますが、どうなっていますでしょうか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

整理をしましたので、木村委員が言われた第8条のところ、議会審議における論点情報の形成ということで、木村委員のほうから、審議における当局からの資料提供の在り方について、もう少し工夫したらどうかというようなご意見だったと思います。

それで、そのときにも答えましたけれども、これまでですけれども、現状において、基本的に論点情報というのは、提供されておりますのが現状です。ですので、仮にさらに深めていきたいということであれば、議会から資料提供を求めていくという、そういう手順を取ってやっていくということになるかと思えます。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

木村委員。

○（木村正利君）

この前もちょっとそのところで新人議員研修で言ったんですけど、それが逆に機能されているかということの中の検証はいいわけですよ。だから、今回検証だということでしたので、そこら辺について、今あえて言わせていただいたのですが、ずっと議会基本条例の中の8項目というところが質疑において明確かなと私、そのことにこだわってこの前もご質問させていただいたんですが、それが機能しているのかなということの中で私は質問させていただいたので、それをあえてこだわったんですが、逆に今後、そこにこだわることはないよということでしたら、それに基づいた質問の仕方というのは、随時していくという解釈で、私はそういう意見で今、皆さんの前であえてそれをお話しさせていただいています。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

審議につきましては、当局からの資料提供というものがなされていきました。これまでもね。そうした意味で、先ほども言いましたけれども、それでは足りないということであれば、そのときに資料提供を求めるということも可能になるかと思えますので、現状、今まで例えば予算関係とかやってきましたけれども、そのような中での提供の在り方、例えばコストの問題とかも含め

て、基本的な資料は提供されているという判断の下で、我々議会は議論してきました。そうした意味で、この第8条のところは基本的には当局から論点情報というものについては提示されているということを理解しているということでもあります。

その上で、木村委員がこの点について足りないということであるならば、議会からその他の資料を提供してもらうということもできますので、その点は、木村委員がこの資料が必要だという点があったならば、議長に資料提供を求めていくということも可能ですので、それをお願いしたいというふうに思います。

ですので、くどいようですけれども、この基本条例の中での第8条に関しては、現状ではそのような提供がされているという認識ということです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

木村委員。

○（木村正利君）

あえて、ごめんなさい、そこのところで新人議員たちも私も言ったんですが、この議会条例をつくった中で、それに基づいた説明の仕方をしてくださいね、また、市長に対して求めることができますよということに対して、ここにいるご参加の委員さんたちは、それに基づいた説明でなされているという解釈で、機能しているという形で皆さんご理解していたのかしらと思ったのですが、あえてなぜ言っているのかというと、ここに基づいた中で答えることができないものについては、（1）についてはこういうのだよと、それに基づいた順番の仕方の説明をしていただければ、いろいろな資料があった中で、私どもも事前に言ったことに対して質問もしやすいよねということで発言させていただいて、それを諸先輩方がつくってきた第8条という、この重みってすごくいいかなと思ったんですが、一般質問を含めて、議会の中でそういうように基づいた説明の仕方もそうですけど、一番についてはこうだという形が5W1Hではありませんけれども、そういう形で今までもなっているのかなというのは、私は疑問を持ったものですから、あえてそのことをご質問させていただいて、あえて再度確認させていただきますが、基本条例に基づいた当局側からの説明も、ある程度小さいお金ではと、私もこの前も言ったんですが、ある程度、大きい予算がかかるものについては、（1）についてはこういう経緯の下で、この施策が基づいてきたよという形のこれから説明をしていただければ、私どもも事前に、（1）についてはこうだよ、（3）はありませんけれどもという、そういう形で機能しているのかなということが、この前も疑問に思ったものですから、皆さんここに、逆に先輩委員たちにもお聞きしたんですが、そういう形でなされているのかなということが、機能しているという解釈で今、副委員長はおっしゃられたんですが、いかがかなというのは、あえて聞きたかったものですから、それがここで討議することなのかどうか、検証ということだったものですから、あえてお話させていただいたんですが、いかがでしょうか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

私も第8条について、これは通常、今まで基本条例として当局もこれにのっとった形でやって

いると思います。ただ、中にはもうちょっと深く聞いてみたいなという背景とかいうことは、聞いてもいいよという意味の条例ですので、そういう理解でいいんじゃないかなと。

木村委員。

○（木村正利君）

諸先輩方に確認したいなと思うんですが、いろいろな市からの、当局からの説明する時間も私はいろいろな中で、短いなという中での判断、自分が勉強していくのに、スピード感がなかったものですから、大きい施策の説明を受けたときに、さっき言ったように、（１）（２）（３）という、この形で説明を向こうもしてくれれば、こちらも（１）に対して、あとそれについてはこうだねという質問もしやすいかなというところで、あえてこだわって聞いたんですが、それは基本条例の中のこのところの重みって、今機能されているよということの中で、あえて変える必要はないよ、そういう説明の仕方をただ、議会側からしてもう一度確認をしてくださいよということでも結構ですので、そうしていったほうが、私どもも討論ができるのかなと思ったものから、あえてそこら辺についての皆さんのご意見をお聞きしたいなと思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

皆さん、いかがですか。

議長。

○（植田博巳君）

この第８条のまちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすと予想される施策、事業についてということで、これまで我々も聞いてきましたし、町政時代から、市政時代から、やはりこの流れによって説明をされているというふうに、私は理解しております。

（１）の政策の発生源についても、当然何のためにこの政策を発生させたんだということも、この報告書の中に、市から来る各種の報告には記載されております。

そして、提案に至るまでの経緯というものも、背景から経緯まで羅列して、こういった経緯に基づいてこの計画が必要ですよというような内容。

他の自治体の類似する政策との比較検討も、検討すべきところの部分については検討されて、評価をしております。

あと、市民参加の実施の有無とその内容、これについても当然、各種の市民参加方法でやっておりますし、総合計画の整合性も取りながらやっている。中には、総合計画の中身とちょっと違うんじゃないかというような話になれば、委員が質問して、それを正していくというような内容。

それから、財源措置についても、当然財源計画がないと事業は実施できませんので、ここら辺についても記載があると。

将来にわたるコスト計算についても同様でありますし、一応この項目ごとに政策の発生源は何ですかとは書いてありませんけれども、この内容を網羅したもので、各種政策の資料、計画書ができあがっているというふうに私は認識しております。

これ以外に、もし我々のほうでこれが不足しているんじゃないかということがあれば、この

(8)に議会が必要とする事項については、説明を求めたり、追記されたりというような形で動いているので、ここに書いてあるとおりに、審議における当局の資料提供の在り方については、基本的な論点情報は提供されているというようなことで認識しておりますので、よろしくお願ひします。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

木村委員。

○（木村正利君）

ありがとうございました。再度確認させていただきましたので、今後、そういう思いの中で、また質疑なりさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

先ほど、木村委員の質問というか、問いかけなんですけれども、議長は議長の立場で、やはりきれいな説明をしてもらったんですけど、私は正直、本当にこのような形でこれに沿った議会がしっかり当局に対して問い正しているかという、非常に疑問を感じます。要は、今、第3次総合計画に入っておりますけれども、やはりそれについても、こういったものに基づいて、議会として段階を追って当局に対してしっかり問いただすということが大事だと思うし、特に予算委員会が2月議会で行われましたけれども、それもこれに基づいて、それぞれ追っていけば、かなり足りない部分もあると思うんです。だから、それをこれからもこの議員16人が、こういったことを念頭に置き、また時にはこれをしっかり見ていけば、いろいろな角度からの当局に対する質問が足りないところは見いだせるような気がするものですから、その意味でも議会基本条例って非常に大事なものだと思いますので、私は十分これでいいし、これがなかなか本当に使っているかという、私は自分自身を含めて疑問を感じました。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

ほかには。

〔「なし」と言う者あり〕

2 協議事項 (2) テーマについて

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

それでは次に移りますけれども、前回の意見が三つ目のテーマとして提案がありました。その一つは、第19条の見直し手続のところ、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに検証することについて、検証時期というものを見直したほうがいいのではないかというふうなご意見

がありました。

これについては、条例改正にも関わってきますので、こうしたことをテーマにするのか。二つ目には、第7章で議員報酬について示されていないというご意見の中で、議員定数とか報酬とか、政務活動費の検討はどうするのかというご意見がありました。

三つ目に、オンラインでの委員会開催ということで、こうしたことも検討したらどうかというご意見もありました。

これにつきましては、これから二つのテーマで議論をしていきますけれども、三つ目のテーマとして含めるかどうかも含めまして、皆さんのご意見を伺うことになろうかと思えます。

私のほうからは、以上です。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

基本条例につきましては、以上で説明をいたしました。いいですかね。

それでは、次のテーマについて、進めていきたいと思えます。

すみません。戻っていただきまして、先ほどの3月22日の資料を開けてください。その資料3ですね。よろしいでしょうか。

テーマにつきまして、議会改革についてのテーマということで、ここに二つ挙げてありますが、必ずしもこれをやれということではございません。これでもよろしいかということと、先ほど言いました、そのほかに三つ出ていましたが、それらをどのように組み入れるかとかいうことを検討していただきたいと思えます。

こちらからというか、議長の公約あるいは現実的にいろいろな技術革新があったり、世の中が変わってきていますので、そういうことも含めまして、議会報告会の改善、何もこれ、議会報告会を今年やるものを改善という意味ではございませんので、前回も言いましたけど、去年はWEBだったんですね。2年WEBだったかな。それで、接する対面というのは、なかなかできにくくなりましたので、それも含めまして、今後の議会報告会、これは非常に大きなことでございますので、どうしていくのかと。市民に対しての報告をどうしていくのかということで、挙げさせていただいております。

それからもう一つは、議会への市民参加の在り方という括りで挙げてありますが、これは詳細をどうのこうのというのは、このグループでやって検討していただければと思えますが、ただ、今までこのテーマにつきましては、サポート制度とかモニター制度とかいう提案が出ております。それは太田議長のと昔からの出ていることでありまして、それが先延ばしといえますか、懸案事項になっているみたいなどころがあつて、そういうふう聞いております。

ただ、私はそのときの執行部でございませぬので、よく分からないのですが、そういうことも含めて検討、それだけに捉われるのではなくて、開かれた市民参加の在り方という中の括りで検討していったらどうかということ、提案させていただきました。

よろしいでしょうか。

この二つのテーマでやっていくということにしていきたいと思えますが、何かございますか。

石山委員。

○（石山和生君）

この二つは、議長の公約によって出てきたもので、先ほどの検証とはまた別途考えると、先ほどおっしゃっていたと思うんですけど、一応確認で。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

議長だけではないんですけど、そのときの、先ほども言いましたけど、状況、技術革新とか、いろいろありますから、それを具体的にこうだよというのは、このグループでやっていただければいいと思います。方向だけ出させていただいたということで。

○（石山和生君）

承知しました。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

よろしいでしょうかね。

太田委員。

○（太田佳晴君）

前回のときに大分紛糾した、ちょうど委員長が欠席のときですけど、そのときに出された意見というのは、テーマについて、皆さんから意見を聞いて決めていくというような、そんな意見が出ていたような気がするんですけど、それが今日なんですよ、実際には。

だから、いろいろな意見を聞くという、具体的な。それは今ですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

そういう意味で聞いておりますが。

○（太田佳晴君）

ですから、この間、いろいろな意見が出ていたと思うんです。それについては、どうなったのかなと思って。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

皆さんから意見を出してもらったまとめたものに。

○（太田佳晴君）

22日に先立って、委員長から皆さんにいろいろな意見を出してくださいという、その中で結構皆さん、いろいろな意見を出したので、それはどうなったんですかという意見が出たような気がするんですけどね。

○（大石和央君）

前回出たのは三つで、それをこれからどうするかという議論をするということになるということです。

ですから、今、委員長のほうから言われたように、とにかくグループ分けして、AとBという

形で、まずそのテーマに沿ってやっていきたいという提案がされました。これを了承した上で、さらに前回出されていた意見をどういうふうに協議していくのか、テーマとしてやっていくのかということ、この場で議論していただければということだというふうに思いますけど。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

それでは、この二つのグループで、それぞれまたテーマを決めるということなんですか。あくまでも、議会報告会と。

○（大石和央君）

議会への市民参加。

○（太田佳晴君）

その二つは、もちろんやればいいけれども、それでなくても、ほかのテーマをこのグループ独自に考えてもいいよという、そういうこと。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

ほかのというか、先ほど報告しましたように、三つの意見が出ていましたので、それをテーマに加えるのかということ、仮に加えるということであるならば、この二つのテーマの中でやっていくと、加えていくということでもいいのか、そこまではちょっと用意していないので、分かりませんが、そういうことです。

2グループでということ。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今に関連するんですけれども、あくまでもグループ二つという考え方なのか、三つ目のテーマを入れたときに、3グループに分けるのか、その辺のところを確認したいんですけど。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

三つの、先ほど言った、新たに出させていた中ですが、一つは議員定数と報酬から政務活動費については、このテーマ別のものが完結したところで、議長がそもそも提案をされていたので、その後、議論していけばいいのかなというふうに思っています。

その後の二つについては、各グループの中でやっていくということであるならば、そのテーマに加えていくということになるかと思えます。

いずれにしても、二つのグループの中でやっていく方向を取りたいということでもあります。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

それだと、先ほど出た三つ目のテーマで三つ挙がりましたがけれども、第19条の見直しの手続と、オンラインでの委員会開催についてというのは、それぞれA、Bのグループの中に振り分けをして、同時にというか、やっていくというイメージなんですかね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

要するにこの二つのテーマは、大人数をかけてやるというテーマでもないので、オンライン化は、例えば開かれた議会のほうでやるとか、そういう具合に、振り分けてやればいいのではないかなというふうには思います。

違うんだよ、こういうのがあるんだよというのはあるかもしれないので、あったら、出してもらったら、その三つのグループに分けて、この二つじゃなくて、三つに分けてやらないといけない。その場合は、この組織というかあれば、5名ずつに変えなければいけないかなというふうには思っていますが、ないようでしたら二つでという。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

その辺のところは、ややこしいというか、はっきりしていないものですから、だから、A、Bのグループで、それぞれの例えばAグループに第9条の見直しの手続のほうもやってくださいよと。Bグループのほうには、今ある議会の市民参加の在り方プラスオンラインでの委員会の開催について検討してくださいよという形でやったほうが、分かりやすいのかなと思ったものですから。今の話でいくとね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

分かりました。

それで、今言った、オンラインの検討とかも一つ、報酬と、それから検証の時期とか、これをテーマにするかどうかなんですよ。これは、そんなに検討というか、2年もかけてやるという、それではないだろうというふうには思っているんですよ。だから、これは交互にやったらどうかなど。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

だから、メインテーマはA、Bに挙げているほうでいいと思うんですけど、今言ったように、時間をかけるものではないということの中でいくと、今言ったように振り分けをしておけば、ある程度の時間の中で、それも同時にやってしまっておけば、あえてそこでまた別にグループをつくるとかとやらなくても、できるのではないのかなと。

A、Bのところに関しては、2年間をかけて、時間をかけてやっていくものは別にいいと思うんですけど、今言ったようなほかのテーマに関しては、そこまで時間がかからないのであれ

ば、各グループの中で振り分けをした中でやっていけば、合理的なのかなと思うものですからね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

そう思います。ただ、これはテーマとして挙げるかどうかというのも、その前に決めないといけないので、今言った三つですね。

報酬はまた別個にやるとしても、あとの二つですね。これをテーマにするかどうかということなんですが。

石山委員。

○（石山和生君）

そもそもテーマにするかどうかというのは、どうやって決めるんですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

皆さんで。

○（石山和生君）

皆さんでというと、こういう場で。それはまた別途開催されるという、それか今ですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

今決めたらいいんじゃないですかね。

○（石山和生君）

この三つのテーマを、三つ挙げてきたものをテーマとして扱うかどうかを今、議論するべきということですね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

今、お話のとおりですが、報酬の問題は、議長のはっきり公約のとおりですね。ただ、タイミングがありますので、今現在、このコロナの、あるいはウクライナの戦争の中で、非常に景気が低迷して、報酬を我々は下げたわけですので、ここでまたその報酬の話を出すというのは、タイミング的には非常にまずいと思うので、出しづらいですね。

残った二つ、これをテーマにするかどうかということなんですが、ご意見ございますか。

太田委員。

○（太田佳晴君）

そもそもこの三つのテーマとして並べてありますけど、全然別次元だと思うんです。まず、1番の、これは条例の条文の見直しですよ。なので、それとか、例えばそれと比べてオンラインでの委員会開催についてって、全然次元の違うものなので、もうちょっと整理して考えたほうがいいんじゃないですかね。

例えば、この第19条については、何が今のままだと不具合かというのは、この間、いろいろ意見が出されているものですから、それは執行側と事務局と適切な条文があれば、それは考えて、それを議会改革ないし全協で提示して皆さんに確認を取るとか、そのくらいのことだと思うんです。それをテーマとして、議会改革として取り組むような、そういう問題ではないと思います。

それで、このオンラインでの委員会開催について、これはまさに、こうしてタブレットを皆さ

ん全員が手にして、これをどのように今後、牧之原市議会として活用するかという、そういったものならテーマになり得ると思うんです。

だから、ちょっと整理しないと、三つ同じふうに並べてやるというのは、ちょっと違うかなと思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

いかがでしょうか。

では、整理して、その残りの二つはやりたいと思いますが。

副委員長。

○（大石和央君）

この三つの、前回出された意見というのは、皆さんから出された意見なので、これを特別委員会で議論していくのかどうかということを決めていただければ、いいと思うんです。

私たちが今決めることではなくて、皆さんがこういった意見を出していただいたので、これについて、この特別委員会で何らかの形で取り組んでいきたいということであるならば、そういった意味での会議の在り方というものは、私たちのほうで考えますけれども、まずは、この三つについて、三つというか、第19条とオンラインに関しては、今この場で特別委員会の議題として挙げますかどうかということを決めていただければと思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

私は先ほど述べさせてもらったように、各A、Bグループに、サブテーマ的というか、形で振り分けてやればいいのかというふうに、個人的には思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

ほかは。

石山委員。

○（石山和生君）

オンラインでの委員会開催について、結構大きい話になると思うんですけど、これは6人で話して、それを全員に説明をして、そこから皆さんの合意形成を図っていくみたいな流れになるんですかね。これを、手の振り分けるとなると。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

とにかく、先ほど言ったA、Bの班ではこのテーマをしますけれども、この今、議論しているテーマにするかどうかということについて、テーマに挙げたならば、そのやり方については、こちらでもう一度考えます。

○（石山和生君）

テーマとして挙げた場合は、そのやり方はまた別途ということですね。

オンラインでの委員会開催はテーマとして挙げたほうがいいと思いますというのが、私としての意見ということですね。そういうことです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

ただし、このオンラインについて、非常に重要なことだと思うんですけども、今、国会でもそうなんですけれども、要は物理的出席をどうするのかということになるわけなんです。オンラインが物理的出席になるのかどうかということなので、地方議会のほうも、委員会条例なんかを変えて可能だということになっているところもありますけれども、まだまだ少ない状況の中で、そしてまた、評決にも関わる問題も出てきますので、非常に大きな議論になってしまうという可能性があります。ですので、今の状況の中で、例えば全国市議会議長会の中でも、今、検討されているものですので、仮にこのテーマで議論していくということになると、かなり時間を要する状況になろうかなと。もう少し、今の国会とか全国市議会議長会の動きを見ながら、このオンラインでの委員会開催というものを検討していくというほうが、スムーズな運びになるかなというふうには考えますけれども、皆さんの中で、この辺について、今から検討したいということであるならば、その辺のやり方等も含めて考えていきたいというふうには思っています。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

だから今、石山委員が言われて、それに対して副委員長が答えている。ただ、整理されていないんですよ。テーマとして、こういうふうに皆さんのところで今、提示してありますけれども、石山委員は、これについて非常に重要だということで意見したら、それについてはどうだってね。

だから、整理して、もっとしないと、いつまでたっても、前回と同じ会議になってしまうと思うんですよ。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

整理するかどうかというのは、皆さんがテーマとして設定したいと思えば、それは整理していきますけれども、皆さんから出された意見なので、それを重要視して、今、これをテーマに挙げますかどうかというところを、今議論して、テーマに挙げたならば、その辺のところどういうふうに議論していくかというのを整理していきます。

順番としては、そういうふうになります。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

石山委員。

○（石山和生君）

これは、今日例えばオンラインの委員会開催についてテーマにしますか、しませんかという採決みたいなものを取るという感じですか。それとも、話をしている流れとして、合意ができてそうだなみたいな、どういうふうに決まるものなのかなというのを、お伺いしたいです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

できれば今日決めておきたいというか。流れというのは、何ですか。

石山委員。

○（石山和生君）

どうやって、結局これがテーマとして、例えば、第19条のものをテーマとして挙げますか、挙げませんかみたいな、手を挙げたり採決みたいなものを取るという流れなのか、どういうふうに決まっていくのかなというところ。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

採決を取るということではないですね。ご意見を聞いて、皆さんに諮ってですね。

○（石山和生君）

それはまた別途。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

私的に考えると、先ほど濱崎委員もちょっと言っていましたけど、議会の市民参加の在り方という中で、検討すべきかなというような気もしているんですけどね。

○（石山和生君）

そもそも、だから今は、テーマとして掲げるか、掲げないかみたいな話の、まだステップだと思うんですけども。なので、それがもし、テーマとして決まるという話になれば、次どういう手段でやっていくかという話で、先ほどのA、Bに分ける、分けない、どうするんだみたいな話を多分していくという流れかなと思っているんですけど、そうなってくると、今日それをテーマとして決める、決めないという話を、今日決めるのか、そこの議論を深めて、決める決めないは、また別途あるのかというところを聞きたいです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

それは、もう延びていますので、今日テーマにするかどうかと決めてほしいですね。

○（石山和生君）

決め方は。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

皆さんのご意見を聞いて、合意で。

○（石山和生君）

それは挙手。だけど、先ほど挙手はしないみたいな感じだった気が。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

挙手しなくはないんですけど、できるだけ最後の。

原口委員。

○（原口康之君）

先ほど、委員長、副委員長のほうからも出たんですけど、前回、この三つのテーマが出たという判断で私はいいと思うんですけど、この第7章の議員報酬の件ですけど、これは議長の最初のあれで出ているということで、後ほど別途、全員かどうか分からないですけど、やるということになると、これにて今、第19条とオンラインのものが2点残っているので、これはA、Bを振り分けて、一応議会改革と在り方のほうで、A、Bと分かれていますので、これを振り分けていただいて、この中で一緒にやるという部分で私はいいと思いますけど。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

既に結論を今、お二人で言ったと思うんです。このテーマは一応書いてありますけど。具体的に言いますと、オンラインでの委員会開催については、副委員長のほうから、るる問題点をいろいろお話がありました。私も正直、委員会のオンラインの形式が悪いということではなくて、これをやるならば、もっとちゃんと背景とかいろいろ調べて、それで議会全体へ投げかけないと、委員会の在り方を大きく変える可能性もあるものだと思いますので、これも結論が出ている。

議員報酬についても、委員長が、今はその時期じゃないということで、これも結論が出ている。

第19条についても、これはそこまでやるようなものでもないということで、委員長が先ほど言われたので、これについては結論が全部出てしまったのではないかなと思うんです。

それを皆さんが、どうすると言っても、なかなか答えようがないと思うんですね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

尊重しているつもりなんですけど、皆さんにお聞きして、方向性は示しましたが、それでないと、まとまらなくなってしまうので、それで、意見を尊重しているつもりですので、どうぞ、皆さんでこれでいいよということでございましたら、あまり言ってしまおうという言われ方もしましたので、何かそういう意味で、ご意見を言ってください。

石山委員。

○（石山和生君）

委員長、副委員長が言っていたというのは、一委員として言っているだけなのであって、決まっているわけではないという認識なんですけど、そうなってくると、それをテーマとして。

ただ、さっき原口委員とか濱崎委員が言っていたのは、恐らくこの二つ、どちらもテーマに挙げてしまっ、振り分けてしまえばいいという話だったと思うんですけど、そういう理解で合っている。なので、これをそもそもテーマとして扱うか扱わないかの話。

今、委員長、副委員長から、別に扱わなくても、どっちかという扱わなくてもいいんじゃないかという趣旨が出たという。ただいま、その討議の最中だという認識なんですけど、そういう認識で合っていますか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

ほかにご意見ございますか。

私が言ってしまおうと。

谷口委員。

○（谷口恵世君）

私も太田委員が言ったように、オンラインでの委員会開催についてと、第19条の見直し手続というものは、全く大きさが違う、重みが違うというか、重みとかいうのではなくて、全く違う別ものというものだと思うので、大石副委員長が言われたように、オンラインでの委員会開催というのも、全国議長会でしたか、先ほど言われていましたが、非常に重要な問題として今、というお話だったので、本当にこのオンラインって、デジタル化を議会がしていくという問題は大きな問題で、大きなテーマになると思うので、それをどっちかにくっつけてというテーマが、そこに二つ大きくなってしまわないかなと、私は思います。

以上です。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

松下委員。

○（松下定弘君）

自分も今、聞いていて思ったんですけど、こういった意見が出ているので、一応挙げたからね、だけどこれでいきましょうねというふう聞こえるんですけど、やっぱり、もし谷口委員が言われたように、大きい問題であって、それはそれでまた別口でやったほうがいいんじゃないかという意見も同意見でございます。

あともう一つお聞きしたいのは、先ほど村田委員が言われたように、オンライン会議について、大きなテーマとなる場合は、周りの動向を見てから決めたいと。これは、牧之原市議として、独自に決められることは決めていければいいんじゃないかなと、自分は野蛮な考えでおるんですけど、前のところばかり見ているのではなくて、自分たちはこれで議論していきましょうよというのが出たのであれば、自分はやるべきだと思います。そこがボリューム的にかなり大きいから、これは全く取り扱ったほうがいいんじゃないかといえ、またそれはそれで、そういった着地点をつくってもらいたいなと、自分は思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

時間もあれなんですけど。

太田委員。

○（太田佳晴君）

提案ですけれども、せっかく議会改革特別委員会の予算も取ってあることだし、もし時間が許せば、タブレットの活用とオンラインでの委員会開催について、先進的に取組をしているところがあれば、みんなで見えて、どういうものかということ、まずは認識しないと、私も全然イメージがわからないし、それからじゃないかなと思うんです。

それともう一つ、議員報酬については、まさに議長がどう考えるかだと思うんです。所信でもちゃんと述べておりますので。ということで、この第19条についても、あえて言えば、これをどうするかという、条文の検討、これはみんなでどうこうという話でもないような気がするので、この間、意見が出ているものですから、それを踏まえて、どのような条文にすべきか、原案をつくればと思うんです。

そんなことでどうですか。収まりは。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

テーマのところでもめてしまっているんだけど、とにかく、二つの最初、委員長のほうから言われた、A、Bの班の、これはそのままやっていくということでいいというふうに、皆さん了解されたというふうに認識していますけれども、この三つのテーマにつきましては、A、Bで分かれて議論するには大きなテーマでありますので、そうした意味で今、太田委員のほうから言われたように、それをこの三つのことを踏まえながら、どのように今後、やっていくかということで、勉強会もやらなければならないというのがありますので、そうしたことを踏まえた上で、改めて時間があれば、議論していくということになるかというふうに思います。

というふうに捉えて、いいでしょうかね。

決して、三つのテーマをやらないというわけではなくて、勉強しながら、今後議論していこうということで、そういう方向でよろしいでしょうか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

石山委員。

○（石山和生君）

確認なんですけど、ということは、この三つは取りあえずテーマとしては考えていって、そのやり方としては、今後、勉強会なり何なりしてやっていくよという、取りあえずテーマとして取り上げるという、先ほど言っていた。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

副委員長。

○（大石和央君）

テーマとして挙げるのは、先ほど言ったように、A、Bの班で分かれたものをテーマとしますけれども、この三つのことについては、全体的に考えていかなければならない大きな問題ですので、別途勉強しながら、含めて議論していこうという方向でいかがですかということです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今、挙がってきている前回の意見、三つのテーマに関しては、全体会としてやるという認識で

よろしいですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

そうですね。報酬は、前回というか、前々回の太田議長のとくに、きちんとある程度詰められているんですね。ですから、一からというよりも、タイミングを計って、これも忘れないというか、大事なテーマでありますので。それからオンラインと、それから第19条、こういうことは、この二つのテーマ以外のテーマ、全体のテーマという位置づけでやっていくということにしていきたいなというふうに。皆さんも、その理解でよろしいですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（村田博英君）

では、そういうことで、やらせていただきますが。

それで、今日は時間がございませんので、この二つのテーマの組み分けがしてあります。これは、前回も説明しましたが、一期生の皆さんは議席順という。それで、あと委員会が重ならないようになっています。

この中で、座長を決めていただきたいと思います。私と大石副委員長は補佐という形でつきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当は今日決めていただければと思ったんですけど、時間もありませんので、次回までに決めていただいて、報告をお願いできればと思います。

太田委員。

○（太田佳晴君）

座長ですけど、今、補佐と言いましたけど、補佐じゃなくて、一番のまとめ役ですから、それぞれ二人分かれていれば、二人でやるの、するんじゃないですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

そこは皆さんで決めていただければと思います。よく話して。

議長。

○（植田博巳君）

議員報酬の件につきましては、私はぜひやりたいというふうに考えて、公約で話をしておりますので、私の責任の中で予定を組んでやらせていただくように、お願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

力強いお言葉をいただきましたので。

木村委員、どうぞ。

○（木村正利君）

私も、メンバー構成を分けていただいた中では、ぜひ、補佐という立場でなくして、リーダーとして、それぞれ皆さん闊達な意見が出るとお願ひしますので、分けていただいた中で、私としては

村田委員長と、また副委員長の大石さんがリーダーになっていただいで進めていっていただいた
ほうがいいかなと思いますが、ここら辺は皆さんの意見を聞いていただきたいなど。

よろしくをお願いします。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

分かりました。

副委員長、いいですか。

3 その他

○議会改革特別委員長（村田博英君）

では、そういうことで、以上で特別委員会を終了いたします。

〔午前 11時56分 閉会〕